

文化審議会第4期文化経済部会建築文化ワーキンググループ 議事の公開について（案）

（令和6年10月〇日 文化審議会第4期文化経済部会建築文化ワーキンググループ決定）

文化審議会第4期文化経済部会の議事の公開については、文化審議会第4期文化経済部会運営規則（令和6年月日文化審議会第4期文化経済部会建築文化ワーキンググループ決定）第4条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 会議は、公開とする。ただし、次の（1）から（2）の案件を審議する場合を除く。
 - （1）座長の選任その他人事に係る案件
 - （2）上記のほか、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁企画調整課（この項において「事務局」という。）の定める手続きにより登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、座長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
5. 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
6. 座長は、登録傍聴人が前二項の規定に反する行為をした場合には、当該登録傍聴人に対して退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（会議資料の公開）

7. 会議資料は公開とする。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

8. 議事録は公開とする。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
9. 前項の規定により議事録の全部または一部を非公開とする場合には、座長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。